

長崎県競争入札参加資格審査申請書作成の手引き

(令和7年度道路賠償責任保険契約)

(目次)

◇申請書の提出について	1
◇提出書類について	1
◇申請書類の作成要領について	2
◇添付書類について	3

[申請書の提出について]

1. 受付期間

入札参加資格申請告示日から令和7年4月17日の間の午前9時から午後5時まで
※祝祭日、土・日曜日を除く

2. 提出場所

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
長崎県土木部道路維持課管理班
電話（直通）095-894-3142
電話（代表）095-824-1111（内線3142、5509、5517）

3. 提出方法

持参若しくは郵送にて提出して下さい。

（但し、郵送の場合は書留郵便により令和7年4月17日必着となります。）

※資格審査結果通知書の送付は、支社（若しくは支店、営業所）の担当者の方に送付しますので、
担当となられる方の名刺を同封願います。

4. 資格の有効期間

この告示により資格を付与された日から、令和10年3月31日までとなります。

[提出書類について]

（法人の場合）

- 1 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）※目次を含む
- 2 誓約書
- 3 財務関係明細書（法人用）
- 4 営業概要書（法人用）
- 5 委任状
- 6 法人登記簿謄本
- 7 県税に未納がないことを証する証明書
- 8 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 9 印鑑届（様式第2号）
- 10 口座振替申込書（様式第3号）
- 11 指名停止の報告に係る誓約書（様式第6号）

(個人の場合)

個人による申請である場合は、お手数ですが当課（上記「2」記載）あて確認願います。

各提出書類の記載要領及び提出要領については、必ず以下の内容を確認のうえ作成・提出して下さい。

[申請書類の作成要領について]

◆競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- 申請日を記載すること。（上記に記載する受付期間の日付以外は受理できません。）
 - 登録番号は記入しないこと。
 - 「本社」欄は、支社（店）等に、入札等の権限を委任する場合でも、本社名で申請すること。
 - 「支社」欄は、支社等に入札等の権限を委任する場合に記入すること。
 - 「消費税及び地方消費税の該当する課税区分番号を記入して下さい」欄の「1課税、2非課税」は、消費税法に基づく区分で、申請時点で該当する課税区分番号を記入すること。
 - 次ページの「目次」「添付書類」の一覧ページも添付すること。

◆誓約書・指名停止の報告に係る誓約書（様式第6号）

- 入札等の権限を支社等に委任した場合は、支社等の代表者名で誓約書を提出すること。
 - 誓約日付を記載すること。（上記に記載する受付期間の日付以外は受理できません。）

◆財務関係明細書

（会社概要書等により当明細書の内容が確認できる場合は、会社概要書等の提出をもってこれに代えることができるものとする。）

- 金額は、すべて千円単位で記入すること。
 - 当該事業年度の直前の事業年度分を記入すること。（最新の決算ベース）
 - 直前の事業年度分の財務関係明細が何らかの事情で提出できない場合は、当課と事前に協議し、了承を得ること。
 - 決算書の貸借対照表、損益計算書から転記する。貸借対照表において、該当する項目がない場合は各項目その他の欄に記載のこと。

◆営業概要書

（会社概要書等により当概要書の内容が確認できる場合は、会社概要書等の提出をもってこれに代えることができるものとする。）

「（1）前2カ年の損益状況」欄について

- 基準年度及びその前年度分を記入すること。
 - 「（A）のうち長崎県庁への売上高」欄は、長崎県（本庁、地方機関、高校、警察等）への売上がある場合に記入すること。

「（2）前2カ年の自己資本金の状況」欄について

- 基準年度及びその前年度の年度末現在の状況を記入すること。

「（4）営業実績（販売）」について

- 基準年度の販売実績を記入すること。（合計は、損益計算書の売上高と一致する。）

「営業比率」は、全体を100とし、各取扱品目が全体に占める割合を記入すること。

「(6) 従業員数」欄について

- 「総従業員数」は、代表者を除く常勤の総従業員数を記入すること。
 支社等に権限を委任する場合は「支社等の従業員数()」欄に総従業員数の内数で記入すること。

◆委任状

- 支社等に権限を委任する場合は、必ず記入すること。被委任者(受任者)は支社(店)等の代表者を記入。
※委任期間は、委任状記載日から、令和10年3月31日として下さい。

[添付書類について] (法人の場合)

◆法人登記簿謄本

- 申請日前3ヶ月以内に発行されたもので、最新の内容であること。(写しでも可。)

◆県税(長崎県)に未納がないことを証する証明書

- 申請日前1ヶ月以内に発行されたものであること。
 原本を提出すること。

◆消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

- 消費税及び地方消費税課税業者のみ提出すること。
 申請日前1ヶ月以内に発行されたものであること。
 原本を提出すること。

[添付書類について] (個人の場合)

個人申請による添付書類は、お手数ですが当課(上記「2」記載)あて連絡のうえ確認願います。